

土地改良区の概要



平成 1 6 年 1 0 月

全国水土里ネット
(全国土地改良事業団体連合会)

大橋 巧

土 地 改 良 区 の 概 要

1 土地改良区制度の概要

土地改良区は、一定の地域について土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づいて設立される法人であり、土地改良事業の公共的性格を反映して、組合員の強制加入（法第11条）、経費の強制徴収（法第36条、法第39条）等が認められている公共団体（沿革的には戦前における土地改良事業（工事）の実施主体たる耕地整理組合及び水利施設の維持管理団体たる普通水利組合の機能を一元的に包括したものとなっている。）。

（１）設立手続

15人以上の事業参加資格者（原則として農地の耕作者）が、あらかじめ、実施しようとする土地改良事業、土地改良区の概要につき受益地内の事業参加資格者の3分の2以上の同意を得て、事業計画、定款等を作成し、知事の認可を経て設立。

[参考1 土地改良区設立手続一覧参照]

（２）地区及び組合員

土地改良事業の施行に係る一定の地域を地区とし、当該地区内の事業参加資格者は土地改良事業に対する同意、不同意にかかわらず、すべて組合員となる。

（３）事業

土地改良事業（かんがい排水施設の新設、改良、管理、区画整理等）及びこれに附帯する事業

（４）管理、運営

定款、規約等諸規程を整備

役員 - 理事5人以上、監事2人以上

（理事の定数の5分の3以上、監事の定数の2分の1以上は組合員でなければならない。）

総会が最高の意思決定機関

（組合員が200人を超える場合には総代会を設置することが可。総代は市町村の選挙管理委員会の管理のもとで選挙）

（５）議決権、選挙権

組合員は、その経営する面積の広狭にかかわらず一人一票制

2 土地改良区の現状

（１）土地改良区及び関係面積の推移

昭和36年度の13,163地区がピーク。その後、合併、設立抑制等により漸減。

平成16年3月時点では6,354地区。[第1表参照]

（注） 土地改良区設立については、昭和39年までは1事業1改良区主義が厳しく適用され、同一地域において同種の目的をもった土地改良区が重複して設立されてきた。

このため、昭和３６年までは土地改良区が乱立し、その数は年々増加し、１３、０００を超えるに至った。

このような事情を背景とし、昭和３９年の法改正が行われ、２以上の事業の施行を目的として１の土地改良区を設立することができることとなった。

他の土地改良区と重複している地区は、２７％、６以上の土地改良区と重複している地区も１．５％存在する。〔第２表参照〕

○土地改良区数及び面積の推移

(第１表)

	土地改良区		土地改良区連合	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
昭和２７年度	6,302	2,095,001	32	71,230
30	10,238	2,768,320	67	152,400
35	13,041	3,157,730	138	318,992
36	13,163	3,229,217	139	382,073
37	13,146	3,289,961	142	350,907
40	12,557	3,397,277	143	373,708
45	11,664	3,514,391	137	405,447
50	10,186	3,499,481	123	408,945
55	9,031	3,431,226	116	417,500
60	8,476	3,254,854	112	419,089
平成２年度	8,133	3,253,048	106	388,433
3	8,071	3,242,953	105	386,605
4	7,992	3,230,917	104	382,257
5	7,892	3,211,387	101	376,422
6	7,796	3,187,322	102	380,668
7	7,681	3,159,846	100	370,805
8	7,573	3,139,646	97	364,527
9	7,414	3,102,782	96	363,194
10	7,297	3,080,347	93	351,857
11	7,137	3,042,494	92	350,832
12	7,004	3,014,601	89	342,748
13	6,816	2,972,649	89	339,770
14	6,605	2,939,856	85	319,602
15	6,354	2,904,196	85	325,964

○土地改良区の重複状況

(第２表)

単位:()は％

	重複する土地改良区数						集計地区数
	重複なし	１区	２区	３区	４～５区	６区以上	
地区数	3,982	849	314	142	64	80	5,431
(割合)	(73.3)	(15.6)	(5.8)	(2.6)	(1.2)	(1.5)	(100.0)

(２) 土地改良区の設立態様

現存する土地改良区の約５分の４は土地改良法制定後に新設されたものであり、５分の１は普通水利組合等から組織変更されたものである。〔第３表参照〕

(３) 土地改良区の面積規模

土地改良区の多くは、小規模面積のものであり、１００ha未満の地区が約半数。近年、わずかながら大規模化の傾向。〔第４表参照〕

○ 土地改良区の設立経緯

(第3表)

単位: () は%

区 分	新 設	新設合併	組 織 変 更			集計地区数
			耕地整理組合	普通水利組合	北海道土功組合	
土地改良区数	3,511	502	485	851	82	5,431
(割合)	(64.6%)	(9.2%)	(8.9%)	(15.7%)	(1.5%)	100.0%

○ 面積規模別土地改良区数の推移

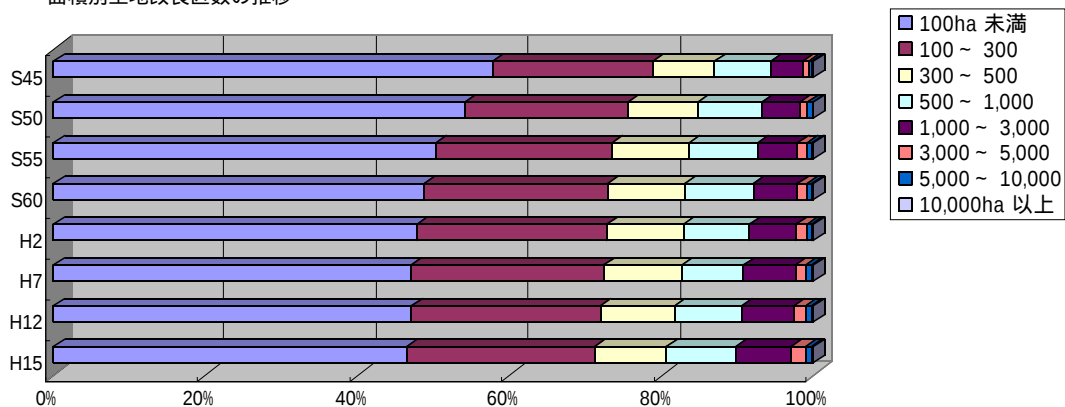
(第4表)

単位: 地区、%

年度	100ha 未 満	100 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 1,000	1,000 ~ 3,000	3,000 ~ 5,000	5,000 ~ 10,000	10,000ha 以 上	計
S35	8,231	2,490	984	812	472	36	16		13,041
(割合)	(63.1)	(19.1)	(7.5)	(6.2)	(3.6)	(0.3)	(0.1)		(100.0)
40	7,664	2,490	960	844	534	46	19		12,557
(割合)	(61.0)	(19.8)	(7.6)	(6.7)	(4.3)	(0.4)	(0.2)		(100.0)
45	6,729	2,468	947	860	494	92	54	20	11,664
(割合)	(57.7)	(21.2)	(8.1)	(7.4)	(4.2)	(0.8)	(0.5)	(0.2)	(100.0)
50	5,512	2,189	936	861	510	99	63	16	10,186
(割合)	(54.1)	(21.5)	(9.2)	(8.5)	(5.0)	(1.0)	(0.6)	(0.2)	(100.0)
55	4,544	2,087	921	807	484	115	58	15	9,031
(割合)	(50.3)	(23.1)	(10.2)	(8.9)	(5.4)	(1.3)	(0.6)	(0.2)	(100.0)
60	4,086	2,062	881	770	498	107	57	15	8,476
(割合)	(48.2)	(24.3)	(10.4)	(9.1)	(5.9)	(1.3)	(0.7)	(0.2)	(100.0)
H2	3,882	2,039	819	708	498	117	52	17	8,132
(割合)	(47.7)	(25.1)	(10.1)	(8.7)	(6.1)	(1.4)	(0.6)	(0.2)	(100.0)
7	3,615	1,947	784	630	519	105	65	16	7,681
(割合)	(47.1)	(25.3)	(10.2)	(8.2)	(6.8)	(1.4)	(0.8)	(0.2)	(100.0)
12	3,302	1,738	683	618	479	113	56	15	7,004
(割合)	(47.1)	(24.8)	(9.8)	(8.8)	(6.8)	(1.6)	(0.8)	(0.2)	(100.0)
15	2,953	1,573	599	577	465	116	55	16	6,354
(割合)	(46.5)	(24.8)	(9.4)	(9.1)	(7.3)	(1.8)	(0.9)	(0.3)	(100.0)

(注) 土地改良区連合は含まない

面積別土地改良区数の推移



(4) 土地改良区の事業・役割

土地改良区の約7割は農業水利施設の維持管理を行っている。[第5表参照]
 (ダム462ヶ所、頭首工7,952ヶ所、水路28km等) [第6表参照]
 また、国が造成した農業水利施設の約7割を土地改良区が管理している。
 [第7表参照]

○土地改良区の事業形態

(第5表)

単位：()は%

区 分	工事主体	工事+管理	管理主体	償還業務	その他	集計地区数
土地改良区数	438	1,220	2,732	778	263	5,431
(割合)	(8.1)	(22.5)	(50.3)	(14.3)	(4.8)	100

(第6表)

○土地改良区が管理している土地改良施設

区分	ダム(ヶ所)	頭首工(ヶ所)	機場(ヶ所)	樋門(ヶ所)	ため池(ヶ所)	水路(km)
施設数	462	7,952	26,329	19,977	13,376	280,532
管理主体数	302	1,480	2,591	1,689	1,463	3,787

(第7表)

○国営基幹水利施設の管理主体

(単位：%)

	国	県	市町村	土地改良区	その他	計
ダム・貯水池	0.6	24.1	23.5	45.9	0	100
頭首工	2.4	20.3	10.1	64.2	3	100
揚水機場	0.3	10.4	14.8	74.1	0.3	100
樋門	0	40.6	22.6	36.8	0	100
全体構成比	1.4	16.2	15.5	66.1	0.8	100

資料：農村振興局

(5) 土地改良区の賦課金

ア 土地改良区1地区当たりの平均的な財政規模は1億3千万円。

主な収入は、賦課金(約3割)、補助金(約2割)、借入金(約1割)である。

また、主な支出は、運営経費(約2割)、施設管理費(約1割)、工事関係経費(工事に係る借入金償還金を含む。)(約5割)である。

イ 土地改良区の賦課金には、大きく分けて事務人件費、維持管理費に充てるための経常賦課金及び工事費、工事借入金償還に充てるための特別賦課金がある。

なお、10a当たり賦課金は、土地改良区平均で、経常賦課金約2,900円、特別賦課金約4,000円となっている。

[参考2 土地改良区の財政運営参照]

(6) 土地改良区の職員

土地改良区で専任の職員を置いている地区は約半数。[第8表参照]

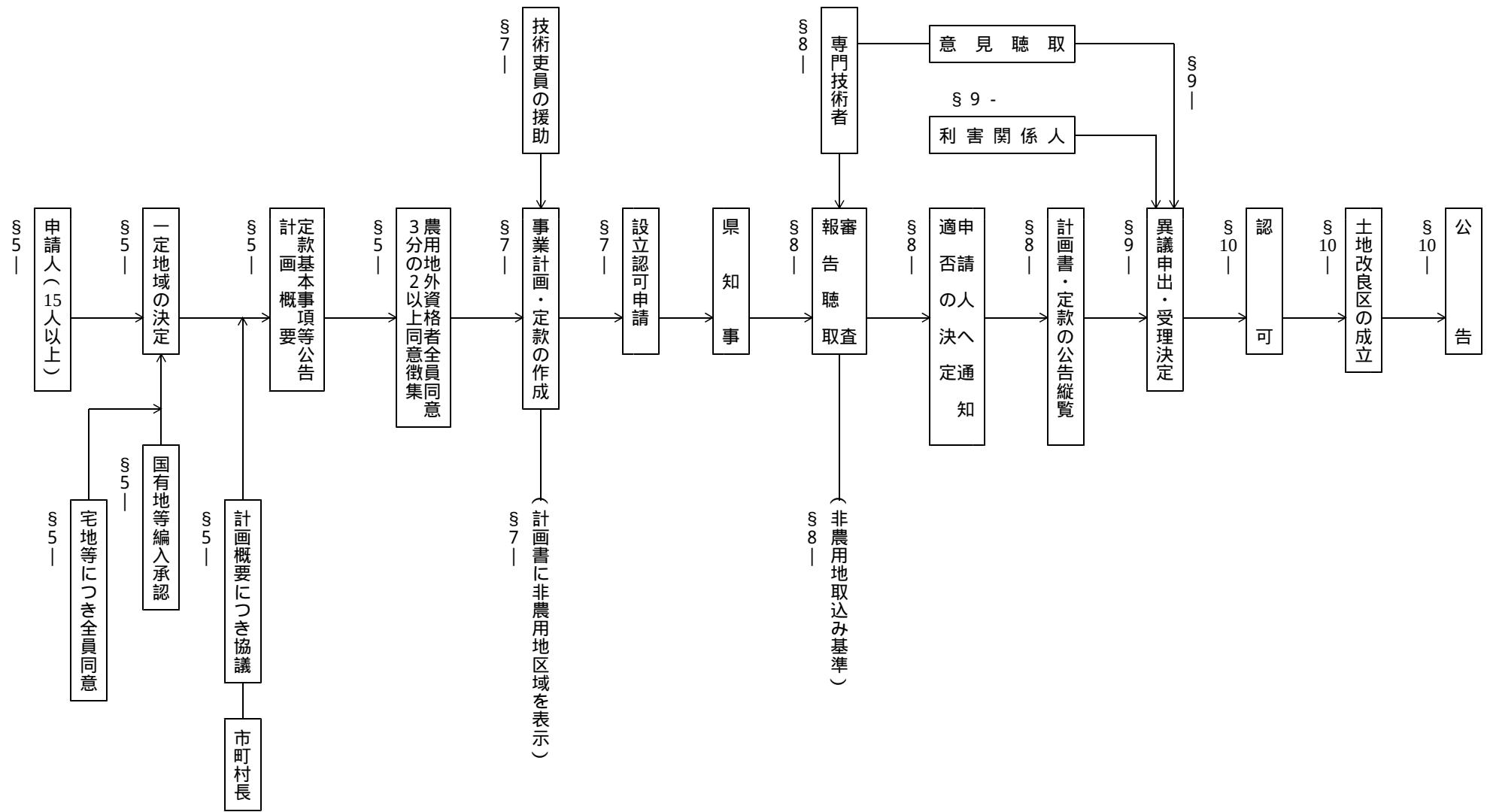
○専任職員の設置状況

(第8表)

単位：地区、人

	なし	1	2	3～5	6～10	11～20	21人以上	集計地区数	職員数
100ha未満	1,767	338	75	20	1			2,201	558
100～300	714	491	174	60	3			1,442	1,054
300～500	193	193	133	80	3			602	752
500～1,000	123	124	137	156	21		1	562	1,127
1,000～3,000	47	38	51	174	112	26		448	1,980
3,000～5,000	6	2	8	11	26	48	9	110	1,211
5,000～10,000		2		4	8	20	19	53	986
10,000ha以上	2	1				2	8	13	518
計	2,852	1,189	578	505	174	96	37	5,431	8,186
(割合)	(52.5)	(21.9)	(10.6)	(9.3)	(3.2)	(1.8)	(0.7)	(100.0)	

参考1 土地改良区設立手続一覧



参考 2 土地改良区の財政運営

収 入		入	
項 目	1 地区当たり	10アール当たり	割合
	千円	円	%
賦課金	35,270	6,941	27.5
經常賦課金	14,883	2,929	11.6
特別賦課金	20,387	4,012	15.9
補助金・助成金	22,617	4,452	17.7
国庫補助金	10,105	1,989	7.9
工事費補	8,032	1,581	6.3
恒常的経費補助	2,073	408	1.6
市町村等補助金	12,512	2,463	9.8
工事費補助	9,625	1,895	7.5
恒常的経費補助	2,887	568	2.3
借入金	14,424	2,839	11.2
農林公庫	7,747	1,525	6.0
その他	6,677	1,314	5.2
その他の収入	23,742	4,673	18.6
他目的使用料	1,360	268	1.1
地区除外決済金	1,635	322	1.3
受託料	2,997	590	2.3
過年度収入	498	98	0.4
その他	17,252	3,395	13.5
繰越金	32,090	6,316	25.0
計	128,143	25,221	100.0
支 出		出	
項 目	1 地区当たり	10アール当たり	割合
	千円	円	%
恒常的経費	22,455	4,420	17.5
運営費	12,479	2,457	9.7
運営事務費	3,636	716	2.8
役員報酬費	1,187	234	0.9
職員人件費	7,656	1,507	6.0
維持管理費	9,976	1,963	7.8
整備補修費	3,879	763	3.0
電力油脂費	1,562	308	1.2
人件費	1,642	323	1.3
助成金等	919	181	0.7
適正化拠出金	677	133	0.5
その他	1,297	255	1.0
工事費	10,627	2,091	8.3
国県営負担金	12,658	2,491	9.9
借入金償還金	34,926	6,874	27.3
各種積立金	13,122	2,583	10.2
その他の支出	8,915	1,755	7.0
繰越金	25,440	5,007	19.9
計	128,143	25,221	100.0

２．土地改良区をめぐる情勢

（１）新たな農業農村施策

１）新農業農村基本法の制定（平成１１年（１９９９）７月１６日）

２１世紀における、日本の食料、農業及び農村に関する施策の基本指針となる、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興の４つの理念を掲げた新基本法が制定された。

２）土地改良法の改正（平成１２年７月）

新食料、農業、農村基本法の制定を受けて、「事業実施に当たっての環境との調和への配慮」、「地域の意向を踏まえた事業計画の策定」等についての１部改正。

３）新たな米政策（平成１６年度から）

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に応じた米作りの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的。

４）食糧・農業・農村基本計画の改訂

基本法に基づく基本計画が改訂され、１７年度からスタートする。重点課題として、担い手育成のあり方、経営安定対策（品目横断的政策）、農地制度のありかた、農業環境・資源政策の確立が取り上げられている。

中でも については、土地改良区にとっても重要な課題となる。

（２）施設管理を巡る課題など

１）管理責任の増大

２）管理費用の増大

３）技術力確保への対応

４）組合員の負担の困難性の増大

５）地域資産としての期待の増大

３．土地改良区に期待される役割

食料・農業・農村に係る、新たな施策の展開への対応とともに土地改良区をめぐる課題の解決をとおし、これからの土地改良区の役割は重要になると思われる。

（１）農地・農業用水の管理保全

農村の過疎化や都市化、混住化の中で、担い手農家への農地利用集積や、集落機能の強化のため、土地改良区の役割は以前にも増して大きくなり、これに的確に対応することが重要。

（２）多面的機能の発揮を通じた地域への貢献

「水」、「土」の管理を通じて、農業農村の有する多面的機能を生かす、維持をさせることが期待される。

（３）各種情報の保有、蓄積と活用

多くの土地改良区は、農家、農地、農業用水、土地改良施設等の係る多様な情報を有しており、こうした情報を情報技術の導入により、効率的・効果的に農家に、提供することが、望まれる。

4 . 2 1 世紀土地改良区創造運動のとりくみ

土地改良区を取り巻く状況を踏まえ、土地改良区の存在への地域からの理解と地域への貢献を進めるための活動を展開 「別紙 〇〇」